

手数料適正化及び審査支払機関の受託競争促進に関する質問事項

平成 20 年 3 月に取り纏められた「手数料適正化の見通し」、また「平成 19 年度末までに結論」とされていた「審査支払機関間における受託競争の促進」について、下記の項目を含めてご説明いただきたい。

3. その他関連事項

① オンライン請求に対応した電子点数表の整備状況について、お示し頂きたい。

(答)

- 1 レセプトオンライン化によりさらに普及することとなる電子的な診療報酬請求を支援するべく、平成 20 年度の診療報酬改定にあわせて、診療報酬の算定ロジックを誤りなく機械で読み取ることができるソフトである「電子点数表」を厚生労働省のホームページ上に公表したところ。
 - ・ 診療報酬改定関係告示 3 月 5 日
 - ・ 電子点数表の公表 3 月 7 日
- 2 この電子点数表を活用することにより、医療機関やレセプトコンピュータ会社では、診療報酬改定時のコンピュータシステム改修の負荷が大幅に軽減されるものと考えており、今後の診療報酬改定にあわせて、関係者の御意見も伺いながら随時改善してまいりたい。

審査支払機関間における受託競争の促進のための健康保険法施行規則等の見直しの概要

1. 見直しの概要

- ① 審査及び支払に関する事務の委託先を変更しようとする保険者は、変更しようとする日の2か月前までに、変更しようとする委託先の名称及び所在地並びに変更しようとする日を記載した届書に、当該委託に係る契約書の写しを添えて、厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。
- ② 厚生労働大臣は、当該届書を受理した場合においては、保険者の名称及び所在地、当該変更しようとする委託先の名称及び所在地並びに当該変更しようとする日を公示するものとする。
- ③ 審査及び支払に関する事務の委託先を変更した保険者は、被保険者証の券面において、その旨を表示するものとする。

〔根拠法令〕

- ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第5項及び第207条
- ・ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項及び第120条

〔改正法令等〕

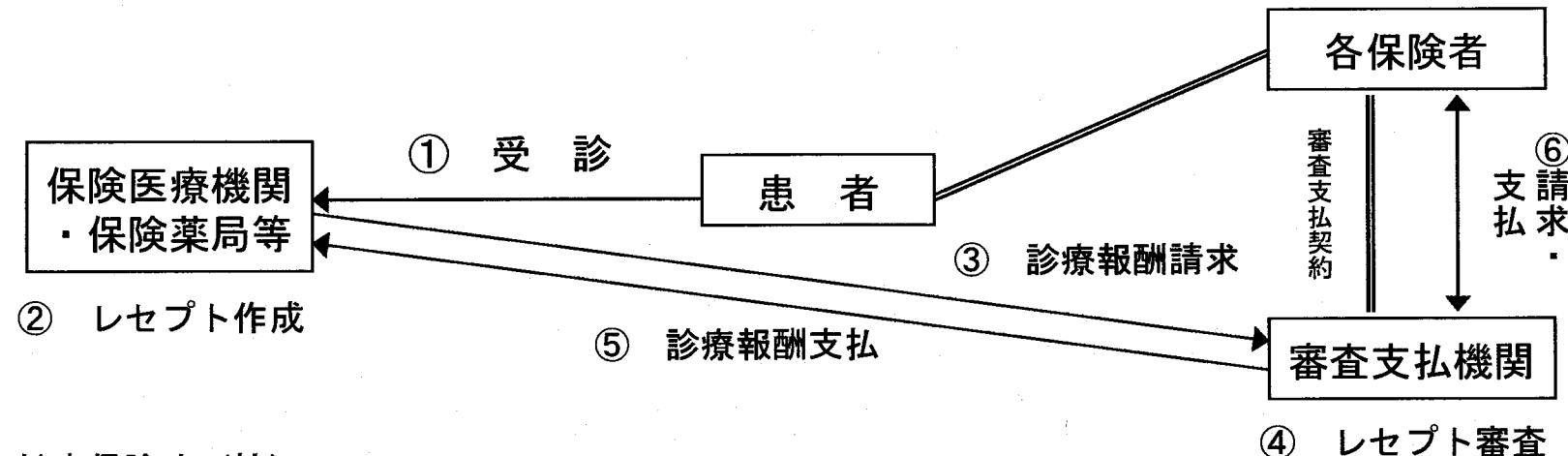
- ・ 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第10条の2（新設）及び様式第9号
- ・ 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第31条の2（新設）及び様式第1号～様式第1号の3

2. 施行日

平成20年5～6月（予定）

1. 現行の審査支払機関の選択に係る仕組み

- 「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第83号）の施行に伴い、平成19年4月より審査支払機関の選択に係る規制が改められ、保険者は支払基金・各都道府県国保連のいずれに対しても審査支払を委託できる仕組みとされた（下図）。



- ◎ 健康保険法（抄）
(療養の給付に関する費用)

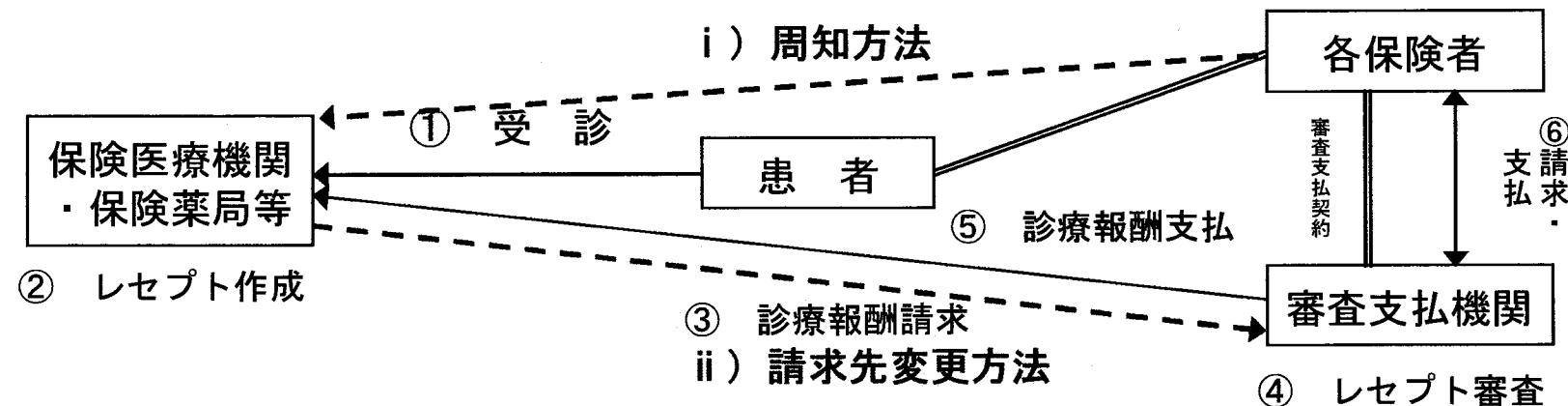
第76条 1～4 (略)

5 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金（第88条第11項において単に「基金」という。）又は国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（第88条第11項において「国保連合会」という。）に委託することができる。

6 (略)

2. 審査支払機関間における受託競争の促進に係る課題

- 審査支払機関間における受託競争を促進するためには、以下のような課題を解決する環境の整備が必要。



i) 周知方法：保険者－保険医療機関等の間における課題

各保険者が審査支払の委託先を変更した場合、どのような方法によってその旨を各保険医療機関・保険薬局等（以下「保険医療機関等」という。）に周知するのか。

ii) 変更方法：保険医療機関等－審査支払機関の間における課題

各保険者が審査支払の委託先を変更した場合、各保険医療機関等は、どのような方法によって診療報酬の請求先を円滑に変更するのか。

3. 環境の整備に際し留意すべき事項

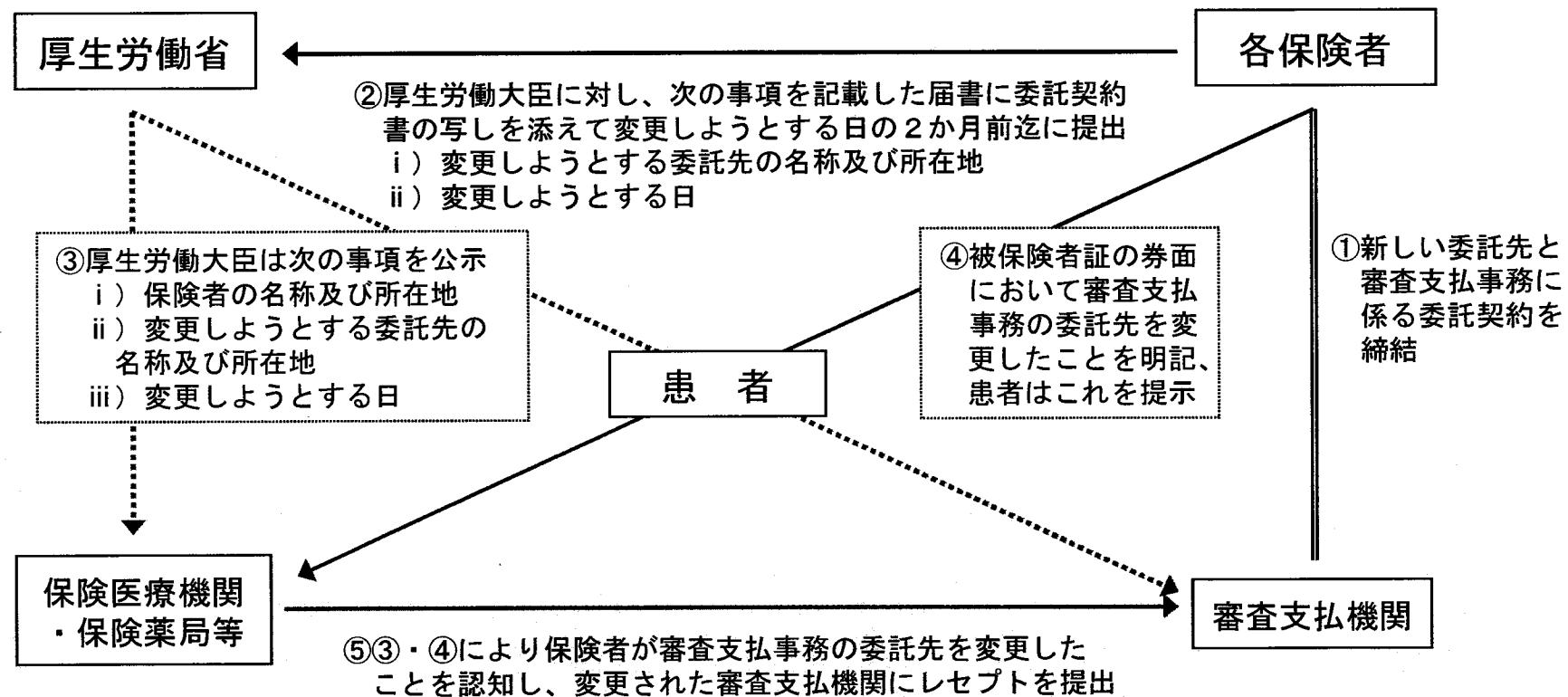
- 審査支払機関間における受託競争を促進するための環境の整備に際しては、各保険者による審査支払の委託先の変更が円滑に行われるべく、以下の点に留意することが必要（※1）。
- i) 保険者側：審査支払の委託先を変更しようとする保険者のコストを最小限にとどめるとともに、変更手続を明確なものとすること。
- ii) 保険医療機関等側：保険者が審査支払の委託先を変更した場合に、保険医療機関等において追加的に必要となるコストを最小限にとどめるとともに、診療報酬の請求先の変更が円滑に行われるものとすること。
- iii) 関係機関共通：レセプトオンライン化を見据え、システム対応が可能な仕組みとともに、レセプトオンライン化に対応が困難な保険医療機関等（※2）においても保険診療が確保される仕組みとすることにより、全国の保険医療機関等における対応を担保すること。

（※1） 検討に際しては、保険者、審査支払機関、レセコンベンダーの実務担当者の御意見も参考とした。

（※2） 平成21年度の診療件数が1,200件（歯科は600件）以下である医療機関・薬局

4. パブリックコメント案：審査支払機関間における受託競争の促進のための健康保険法施行規則等の見直し

- 上述の検討を踏まえ、結論として本年3月に以下の成案をまとめた。関係者への説明を終え、新年度にパブリックコメントを開始したところ。
- 今後のスケジュールは、5月上旬にパブリックコメントを終え、5月中を目途に関係省令の改正作業を、6月中を目途に関係通知の策定作業を終え、公布・施行予定。



5. その他の検討課題①

○「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）に記載されたその他の検討課題についても、上述の環境の整備と並行して逐次検討し、以下の結論を得た。

i) 周知徹底：「保険者が他の都道府県の国保連を含むいずれの審査支払機関にも、医療機関側が十分な準備ができる期間を置いた上で、審査支払を委託することができる旨、周知徹底する。」

… パブリックコメントに示した制度改正の関係通知において、2か月前までに届出を行うことにより委託先の審査支払機関を変更できる旨が周知徹底されるとともに、施行後においても公示により委託先を変更した保険者は周知徹底されることとなる。

ii) 財務情報：「各審査支払機関における手数料、審査取扱い件数、再審査率、審査・支払部門のコストを示す財務情報など、一定の情報については公開させるとともに、支払基金と各都道府県国保連の審査・支払部門のコストが比較できるよう、それらを示す財務情報を公開する際の統一的なルールを設定する。」

… いずれも支払基金においては公開しているが、各都道府県の国保連においては公開事項等が一律ではないため、関係通知において、手数料、審査取扱い件数、再審査率及び財務情報の公開について、支払基金と各都道府県国保連との統一的ルールを設定し、公開させることとした。

iii) 契約モデル：

… 関係通知にあわせて、次の①～④の契約モデルを提示することとした。

- ① 健保組合が支払基金との契約を解除する場合
- ② 健保組合が各都道府県国保連との契約を締結する場合

5. その他の検討課題②

- ③ 市町村が支払基金との契約を締結する場合
- ④ 市町村が各都道府県国保連との契約を解除する場合
 - … いずれも現在、支払基金と国保連において検討を行っているところ。（①、③については原案作成済み（別添資料参照））

IV) 診療報酬点数表等に基づいたレセプトを照合する際の審査ロジックの公開：

… 3月7日に、レセプトオンライン化により更に普及することとなる電子的な診療報酬請求を支援するべく、平成20年度の診療報酬改定にあわせて、診療報酬の算定ロジックを誤りなく機械で読み取ることができるソフトである「電子点数表」をホームページ上に公表したところであり、レセプトを照合する際の審査ロジックの基本となるものと考えている。

なお、支払基金においても、平成20年度の診療報酬改定を踏まえた新たなASPチェックロジックを作成・公開することに加え、審査情報提供委員会において、審査における一般的な解釈事例の新たな内容の公開を予定している（7月に開催される審査情報提供委員会の検討結果を受けて対応）。国保連においても、国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会で行っている判断が困難な審査事例の全国調査・研究の結果を公表するべく作業を進めている。

V) 紛争処理のあり方の見直し：

… 審査支払機関に設けられている審査委員会は、専門的中立的な見地からの意見を出す能力があると考えられることから、調剤レセプトの直接審査支払において認めたところのスキーム（支払基金から適正な審査に関する意見を受ける契約）を医科レセプトにおいても活用することにつき、保険者の具体的な要望を踏まえ、支払基金において検討するよう指示している。なお、現時点において保険者団体等からは、具体的な要望等はいただいているない。